

## 関係機関への支援についてよくいただくご質問への回答

### Q1：ジョブコーチ養成研修を受けたいのですが、どのように申し込んだらよいのでしょうか？

——「訪問型職場適応援助者養成研修の実施について」の「2 受講の要件」及び「5 受講の手続き」をご覧ください。

参考ページの URL

([http://www.jeed.go.jp/disability/supporter/seminar/job\\_adapt01.html](http://www.jeed.go.jp/disability/supporter/seminar/job_adapt01.html))

### Q2：障害者就業・生活支援センターと障害者職業センターとの違いはどのようなものでしょうか？

——就業・生活支援センターは、障害のある方の生活する身近な地域で、雇用及び福祉等の関係機関との連携の下、就業生活面の一体的な支援を行う機関です。支援の内容は、就職に向けた準備支援、就職活動・職場定着に向けた支援、障害特性を踏まえた雇用管理の助言、職業生活を円滑にするための日常生活の自己管理に関する助言、地域生活・生活設計に関する助言等を行っています。

障害者職業センターは、就業・生活支援センターが的確かつ効果的にこれらの支援が展開できるように技術的な援助を行ったり、就業・生活支援センターの利用者に対して必要に応じて職業評価を実施する等業務運営の協力をしています。また、就業・生活支援センターが地域での職業リハビリテーションネットワークを強化していけるように技術的な側面での助言、援助を行っています。

### Q3：個人で就業支援基礎研修を受講したいのですが可能ですか？

——就業支援基礎研修は、島根県内の職業リハビリテーション機能を高めていくために就業・生活支援センター、就労移行支援事業者、特別支援学校、その他の福祉、教育、医療等の機関等の職員を対象に実施する研修であるため、個人での参加応募はご遠慮いただいています。

### Q4：就労支援移行支援事業所のスタッフ等の研修会で就業支援に係るテーマの講座に講師を派遣してもらえますか？

——地域における職業リハビリテーション機能を高めていくために施設単位、或いは圏域単位の研修会など、必要に応じて障害者職業カウンセラーを講師として派遣します。また、研修会で活用できるビデオやDVD等も貸し出すことができますので、個別にお問い合わせください。

**Q5：就労支援機関の利用者が就職活動したいと希望しているので障害者職業センターと相談したいのですが、就労支援機関から直接予約することができますか？**

——障害のある方が希望し、連絡することを了解いただいている場合には就労支援機関の職員から直接お申込みいただいて構いません。ご相談当日は、就労支援機関の職員の方がご本人に同行していただけると助かります。事前資料の情報提供をお願いします。

**Q6：精神科デイケアの利用者、特別支援学校の生徒が就労の動機付けを高められるように障害者職業センターの業務の説明を受けたり、施設見学をしたいのですが、対応してもらえますか？**

——事前に連絡いただき、日程調整の上でご来所ください。1時間程度で業務説明、就職支援の概要等をご案内しています。ただし、施設の規模、見学いただける部屋の大きさ等の面から、1回当たりの受付は、教職員の方等を含めて10名程度以内でお願いします。

**Q7：障害者職業センターの利用経験のない障害者に対して、就労移行支援事業所のスタッフ等が就業支援を行っているのですがアドバイスをしてもらえますか？**

——障害者職業センターの利用経過のない方についての就労支援計画の策定の相談やケース会議への出席は可能ですが、一般論での助言にとどまってしまう可能性があります。可能であれば協同支援等連携をとらせていただいた方についての具体的な相談、援助が図れるようにご協力ください。